

## Ⅶ. 定期試験と成績評価

### 1. 定期試験

履修した授業科目については、本学が定める適切な方法により学修成果を評価し、単位を認定します。その評価方法の一つとして「定期試験」があります。

定期試験は、原則として各学期末に実施します。なお、定期試験以外にも、レポート試験や小テスト、中間テスト等により評価を行う科目があります。

各試験の実施時期や評価方法等については、ポータルサイトの配信内容や科目担当教員の指示に従ってください。

#### (1) 定期試験

定期試験は、原則として前学期末および後学期末の年2回実施します。

試験を実施する科目や日程等の詳細は、試験期間が始まるまでに、ポータルサイトでの配信や学内掲示等によりお知らせします。試験方法には、筆記試験、実技試験、Web試験等があります。

#### 【定期試験の実施時間】

時限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
時間	8:50～9:50	10:30～11:30	12:50～13:50	14:30～15:30	16:10～17:10

※科目担当教員の判断により、定期試験の実施時間を変更する場合があります。

#### (2) レポート試験

定期試験に代えて、または定期試験の有無にかかわらず、レポート試験を実施する科目があります。レポート試験では、指定された形式および提出期限は厳守してください。形式の誤りや提出期限を過ぎたものは受け付けません。

また、レポート試験において、他者の著作物（書籍やインターネット上の記述を含む）を正当に引用せずに盗用・剽窃した場合は、科目担当教員の判断により、当該科目の成績が「不可」または「放棄」となることがあります。

#### (3) 追試験

やむを得ない理由（主に下表に示す理由）により定期試験を欠席した場合、または所属学部・研究科の長がその欠席理由をやむを得ないものと認めた場合に限り、追試験を受験できることがあります。

追試験を希望する場合は、当該科目の定期試験終了後、所定の期日までに「追試験受験願」に必要な証明書類を添えて、学務課教務係へ申請してください。

なお、定期試験を欠席せざるを得ないことが判明した時点で、速やかに学務課教務係へ連絡してください。申請期限を過ぎた場合、追試験は受け付けません。

## 【追試験の対象となる欠席理由】

欠席理由	条件等	証明になるもの
① 公欠に該当する理由	公欠に該当する理由により受験できなかった場合。 (忌引き、出席停止、交通機関の運休・延着、居住地区の天変地異、裁判員制度による裁判員の用務)	公欠の申請時に提出する証明書
② 病気やケガ	病気やケガによる通院(検査を含む)、入院、および手術のために受験できなかった場合。	試験当日に発行された医師による診断書や入院・手術の書類等
③ 事故または災害	自己の責めによらない不慮の事故や災害の場合。	公的証明書
④ 就職活動	就職採用試験(採否に関わらないセミナーや説明会は除く)が試験日程と重なった場合。 <b>※必ず、事前に申し出てください。</b>	証明書類(受験票、案内等)
⑤ 正課として学外で実施する実習	本学の教育課程に基づき、学外の施設・学校等で実施される実習(教育実習、介護等体験等)が試験日程と重なった場合。 <b>※必ず、事前に申し出てください。</b>	実習先・期間が明記された大学発行の通知書、または実習先が発行する承諾書等の写し
⑥ その他	①～⑤のほか、所属学部・研究科の長がやむを得ないと判断した場合。	欠席理由の証明となる書類等

## (4) 定期試験(追試験含む)における不正行為について

定期試験において不正行為を行った者は、直ちに受験を停止します。あわせて、「福知山公立大学試験規程」及び「福知山公立大学試験実施細則」に基づき、通年開講科目を含む当該学期のすべての履修科目を「放棄」とするとともに、退学、停学、戒告等の懲戒処分を受けることがあります。

## (5) 試験に関する注意事項

- ① 試験期間中は学生証を必ず携帯し、試験時間中は机の上に提示してください。学生証を忘れた場合は、試験開始前に教務係にて仮学生証の発行手続きを行ってください。学生証または仮学生証を提示できない場合、試験を受験することはできません。
- ② カンニング、私語、解答用紙の持ち帰り、その他の迷惑行為等は、すべて不正行為とみなされます。不正行為が認められた場合は、その場で退場となります。また、当該試験に限らず、当該学期のすべての履修科目が無効(放棄)となり、単位を修得することはできません。
- ③ 試験時間中は、スマートフォン・携帯電話等(それらの機能を有する機器を含む)の電源を必ず切ってください。それらを時計代わりとして机の上に置くことはできません。試験時間中に着信音等が鳴った場合、不正行為とみなされることがありますので注意してください。
- ④ このほかにも試験に関する注意事項があります。詳細については「福知山公立大学試験規程」及び「福知山公立大学試験実施細則」を必ず確認してください。また、対面以外の方法(遠隔等)により定期試験を実施する場合のルールや注意事項については、別途連絡します。

## 福知山公立大学試験規程

## (目的)

第1条 この規程は福知山公立大学学則（以下「学則」という。）第26条第1項に基づき、試験について必要な事項を定める。

## (種類)

第2条 本学の試験の種類は、定期試験、レポート試験及び追試験とする。

2 定期試験は学年暦に示された試験期間中に行う試験とし、実施方法は筆記試験、実技試験、Web試験とする。

3 レポート試験は学期末に課されるレポートとする。

## (試験の時期)

第3条 定期試験の日程及び実施方法は、事務局が各担当教員に確認し、学生に公示する。

2 定められた定期試験のほか、各科目担当教員は授業中適宜試験を行うことができる。

3 追試験は、必要に応じて実施するものとする。

## (受験資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は定期試験の受験が認められない。

- (1) 当該科目について所定の履修手続きをしていない者
- (2) 所定の学費が未納の者。ただし、延納許可を受けている者を除く。
- (3) 受験すべき当該科目における出席回数が、各科目担当者の設ける基準を満たさない者
- (4) 学生証を所持していない者
- (5) その他各担当教員が受験を許可しない者

2 前項第3号及び第5号における受験資格の有無は、当該科目担当教員の責任において認定されるものとする。

## (追試験)

第5条 やむを得ない理由によって定期試験を欠席した者のうち、追試験の受験を希望する者は、当該試験の終了後、定められた期間内に、追試験受験願に必要な証明書類を添えて事務局に届け出るものとする。

2 追試験は、前項の届出が次に掲げる事由に該当するもので、当該学生が所属する学部の学部長が認めた場合に、実施することができる。

- (1) 自己の責めによらない不慮の事故（公的証明書を要する。）
- (2) 公欠の場合（各種証明書を要する。）
- (3) 病気又は負傷（医師診断書を要する。）
- (4) 就職活動（証明となる書類を要する。）
- (5) その他学部長がやむを得ないと判断した場合（理由を証する書類を要する。）

3 追試験の実施が決定した場合、当該科目の担当教員は速やかに実施するものとする。

4 単位の評価は学則第26条第2項を適用する。

5 受験が認められた追試験を受験しなかった場合は、理由の如何を問わず追試験の受験を再度願い出ることはいできない。

## (不正行為)

第6条 第2条第1項に定める定期試験、追試験における不正行為に関する事項については、福知山公立大学定期試験等実施細則（以下「定期試験等実施細則」という。）に定める。

## (試験実施方法)

第7条 試験の実施に際して必要な事項は、定期試験等実施細則に定める。

## (その他)

第8条 この規程の改廃は、各学部及び基盤教育院の教授会の議を経て学長が行う。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条に規定する再試験については、平成28年3月31日に成美大学に在籍し、平成28年4月1日以降も引き続き本学に在籍する者にのみ適用する。

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## 福知山公立大学定期試験実施細則

## (目的)

第1条 この細則は、福知山公立大学試験規程（以下「試験規程」という。）第2条第1項に定める定期試験、追試験（以下「定期試験等」という。）の実施に際し必要な事項を定める。

## (試験時間)

第2条 試験開始時間は、1時限：8：50、2時限：10：30、3時限：12：50、4時限：14：30、5時限：16：10とし、定期試験の時間は、60分とする。ただし、担当教員の判断により試験時間を90分間とする場合がある。

2 遅刻者の入室は、試験開始後20分までとする。

3 試験場では、試験開始後30分経過するまでは退室してはならない。

## (遵守事項)

第3条 試験場への資料等の持込は、当該科目担当教員によって許可されたものに限る。また、試験に不要な物は鞆等に入れなければならない。

2 試験場では、監督者の指示に従い受験すること。また、座席指定されている場合は、これに従い着席しなければならない。

3 試験場では、静粛にし、筆記用具、消しゴム等の貸借をしないこと。また、筆記用具、消しゴム、持込が許可されているもの以外は鞆等に入れ、床上に置くこと。これに従わないときは不正行為とみなされる場合がある。

4 受験者は学生証を必ず持参し、試験時間中、監督者が確認できるよう机の上に提示しなければならない。なお、試験に際し、学生証を忘れた場合には、事務局窓口申し出、仮学生証の発行を受けなければならない。試験中、学生証又は仮学生証のいずれも持たない場合には退室を命ずる。

5 不正行為は厳重に処罰される。

## (不正行為)

第4条 試験における不正行為とは、次の各号に挙げる行為をいう。

(1) 他の者が受験者に代わって受験し、又は受験者が他の者を代わりに受験させること。

(2) 受験者が答案を相互に交換し、解答を作成すること。

(3) 受験者がカンニングペーパー又はこれに類するものを使用すること。

(4) 当該担当教員によって、持ち込みが許可されたもの以外を使用すること。

(5) 受験者が他の受験者の答案を見、又は他の受験者に答案を見せたりすること。

(6) 受験者が所持品、机上、身体などに解答又は解答に役立つメモなどを書き込んでおくこと。

(7) 携帯電話、スマートフォン等を利用し、他の受験者又は第三者と試験時間中に交信すること。

(8) 試験時間中に許可なく携帯電話、スマートフォン等に触れ、又は目の届く場所に置くこと。

(9) 試験監督者、補助監督者が明らかに不正行為に類すると判断する行為を受験者が行うこと。

(10) その他、前各号に類すると認められる行為。

## (不正行為が発覚した場合の措置)

第5条 不正行為が発覚したときは、関係者はそれぞれ次の各号に挙げる措置を取るものとする。

(1) 監督者は、不正行為を発見したときは、当該不正行為の事実関係を確認し、学生証、答案用紙、証拠品を没収し、保管する。

(2) 監督者は、不正行為を犯した学生の試験を即座に中止し、学籍番号、氏名の確認を行い、その学生を伴い事務局に報告する。

(3) 監督者は、当該不正行為について、所定の様式に従い、報告書を作成し、不正行為を犯した学生が所属する学部の学部長に提出する。

## (処分の内容及び決定)

第6条 不正行為をした学生に対する処分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 定期試験等において不正行為を行った者について、通年開講科目を含め当該学期のすべての履修科目を「放棄」とし、福知山公立大学学則第48条第1項に基づき懲戒処分とする。

(2) 前号の定期試験等には、試験規程第2条第2項が定めるすべての実施方法を含む。

## (補足)

第7条 試験場において監督者の行った指示又は注意に従わない場合、その他公正な試験の実施を妨げる行為を行う者がいた場合は、監督者は当該受験者に対し、試験場から退場するよう命ずることができる。

2 前項により退場を命ぜられた受験者の試験科目については、受験しなかったものとして取り扱うものとする。

## (細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、各学部及び基盤教育院の教授会の議を経て学長が行う。

## 附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

## 附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

## 2. 成績評価

### (1) 成績評価

本学において履修した授業科目の成績評価は100点を満点とし、60点以上の成績を収めた者に単位が認定されます。成績は「秀・優・良・可」を合格、「不可・放棄」を不合格とし、その基準は下表のとおりです。

判定 評価	合格				不合格	
	秀	優	良	可	不可	放棄
評点	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0	—

※当該授業の試験を受験しなかった者、または出席回数が科目担当教員の定める基準に満たない者は「放棄」となります。

※上表のほか、5段階評価ではなく「合否」により合格した授業科目の成績について、その評語は「合(合格)」となります。また、他大学で修得した単位が認定される場合の成績の評語は「認(認定)」となります。

### (2) 成績評価の基準

「福知山公立大学履修規程(第11条)」及び「福知山公立大学大学院履修規程(第6条)」に規定する成績評価は、授業科目ごとに定める到達目標の達成度により評価します。

【秀・優・良・可・不可・放棄で評価する科目】

合否	評価	評点	達成度
合格	秀	100～90	科目の到達目標を十分に達成し、特に優れていると認められる。
	優	89～80	科目の到達目標を十分に達成している。
	良	79～70	科目の到達目標を達成している。
	可	69～60	科目の達成目標を最低限度達成している。
不合格	不可	59～	科目の到達目標を達成していない。
	放棄	—	科目の試験を受験しなかった者又は出席回数が各科目担当者の設ける基準を満たさない。

【合否により評価する科目】

合否	評価	達成度
合格	合格	到達目標を達成している。
不合格	不可	到達目標を達成していない。

### (3) 成績評価の通知

成績は、年2回(前学期:9月中旬、後学期:3月中旬)にポータルサイトで開示しますので、各自で確認してください。あわせて、同時期に保証人宛に「学業成績通知書」を送付します。

## (4) 成績評価に関する異議申し立て

成績評価に疑義がある場合は、各学期の成績開示後に設ける成績評価に関する異議申立期間内に、所定の申請書を学務課教務係へ提出してください。なお、申請によって必ずしも成績評価が変更されるものではありません。詳細については、各学期の成績評価開示時に案内します。

## (5) GPA 制度

本学では、学業成績の評価として、「秀」「優」「良」「可」「不可」「放棄」による成績評価に加え、GPA (Grade Point Average : 成績評価係数) 制度を採用しています。

各授業科目の成績評価を、下表のとおり GP (Grade Point) に換算し、GPA を算出します。

## 【成績評価と GP の関係】

判定 評価	合格				不合格	
	秀	優	良	可	不可	放棄
GP	4	3	2	1	0	0

※「合否」の評価による科目は GPA の計算に含みません。

## 【GPA の算出方法】

$$\text{GPA} = \frac{(\text{秀の単位数} \times 4) + (\text{優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1) + (\text{不可} \cdot \text{放棄の単位数} \times 0)}{\text{総履修単位数}}$$